

事 務 連 絡

平成 23 年 10 月 31 日

都道府県公立社会教育施設所管担当課 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

東日本大震災に係る公立社会教育施設の一般単独災害復旧事業債の活用等及び  
平成 23 年度実施の公立社会教育施設の防災・減災事業に係る調査について（依頼）

日頃より生涯学習・社会教育行政にご尽力いただき誠に恐れ入ります。

さて、3 月 11 日に発生しました東日本大震災、その後の一連の余震などにより公立社会教育施設に甚大な損害が生じたところです。また、被災地以外の地域においても、防災・減災事業に係る措置を実施、計画の変更が生じるなど、大きな影響が生じているところです。

そうした中、総務省自治財政局財政課より 10 月 21 日付け事務連絡「平成 23 年補正予算（第 3 号）に伴う対応等について」（別添 1 参照、以下、総務省通知）において、標記の件について財政措置等を講じる予定である旨の文書が発出されました。

つきましては、その財政措置等に必要となる費用について確認を行うため、別紙に記載する以下の 3 つの調査について、貴都道府県教育委員会及び貴都道府県内の市区町村教育委員会に確認、取りまとめの上、メールで下記まで回答願います。締切は 11 月 4 日（金）12 時（厳守）です。ご多用のところ恐れ入りますがよろしくお願い致します。

【添付資料】

- ・事務連絡、別紙（本紙）
- ・別紙 1～別紙 3（調査に対する回答票）
- ・別添 1：総務省通知
- ・別添 2：特定被災地法公共団体一覧

【担 当】

公民館振興係 高野、前原  
電話 03-6734-2974（直通）  
FAX 03-6734-3718  
E-mail:syakai@mext.go.jp

**【調査内容】**

**1. 東日本大震災に係る公立社会教育施設の一般単独災害復旧事業債の活用に関する調査**

総務省通知の第2 東日本大震災に係る財政措置等 1 東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る措置等 (1) ②ウに記載する、「平成 22 年度及び平成 23 年度において東日本大震災に係る一般単独災害復旧事業債を充当しうる地方負担等」について、震災復興特別交付税において全額を措置することとしております。

つきましては、平成 23 年度内に一般災害復旧事業債を活用して公立社会教育施設の復旧事業を行う施設について、別紙 1に記載の上、提出願います。

※但し、以下は対象外とします。

・東日本特財法及び政令により特定被災地法公共団体 (9 県 168 市町村、別添 2 参照) に指定された地方公共団体が設置する公立社会教育施設のうち、事業費が 60 万円を超えるもの (60 万円未満や、補助対象以外の施設、査定の結果補助対象外となった部分で、一般災害復旧事業債を活用する場合は、別紙 1 に記載の上、提出願います。)

**2. 土地の購入費に関する調査**

東日本大震災により被災し、現在の土地に復旧することが不可能な場合において、新たに土地を購入する必要がある公立社会教育施設で、平成 23 年度内に一般災害復旧事業債を活用して土地を購入する施設について、別紙 2に記載の上、提出願います。

**3. 全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る措置に関する調査**

総務省通知の 2 全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る措置等 (1) ②において、全国防災対策費を除き、地方単独事業のうち投資的経費に係る起債対象事業については、100%まで地方債を充当でき、後年度における元利償還金の 7.0%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとされております。

ついで、平成 23 年度内に公立社会教育施設の耐震化などの防災・減災事業について、起債対象事業費を活用して実施する場合は、別紙 3に記載の上、提出願います。

**【締 切】**

平成 23 年 11 月 4 日 (金) 12 時 (厳守)